

給実乙第82号
平成23年3月25日

殿

人事院事務総長

給実甲第151号（通勤手当の運用について）第19条の3関係
第1項第2号の「事務総長が定める事由」について（通知）

下記に掲げる事由を給実甲第151号（通勤手当の運用について）第19条の3関係
第1項第2号の「事務総長が定める事由」として定めたので、平成23年4月1日以降、
これによってください。

記

平成23年東北地方太平洋沖地震における被災等により運行を休止している交通機関
のうち、現に利用している交通機関よりも経済的かつ合理的であると認められるものの
運行再開が確定的であること。